

土地改良事業計画書

1. 目 的

本地区内の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所 在 香川県坂出市加茂町地内

(2) 地 積 受益面積 0.7 ha 関係戸数 4 戸

(3) 現 況 当地区は、加茂町の西部に位置した田園地帯であり、水稻が中心の営農であるが、地区内の水路は、老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、18aと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ・ 水路の整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
- ・ ため池と水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 水路延長 38 m 起点：加茂町130-3

終点：加茂町130-2

(2) 水路断面 $B = 0.70 \text{ m} \times H = 0.70 \text{ m}$

(3) 構 造 二次製品水路

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着 工 令和8年9月7日

完 了 令和10年3月31日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、坂出市加茂土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	4,955.50	
用地買収補償費	-	
測 量 試 験 費	544.50	
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	5,500	10a当りの事業費 785,714 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考
補助金	国 補 助 金	-
	県 補 助 金	2,750 事業費の50%
	市 町 補 助 金	1,650 事業費の30%
	小 計	4,400
地元負担金	受益者負担金	1,100
	借 入 金	- 農林漁業資金 利率 償還期間 賦課基準
	小 計	1,100
	計	5,500

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作 物 生 産 効 果	461
維持管理節減効果	44
走行費用節減効果	-
そ の 他	-
年 総 増 加 額 計	505
廃 用 損 失 額	-

n : 30 総合耐用年数
 T : 1 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^{n-1}$
 建設利息率 : $0.2 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.2

$$\begin{aligned}
 \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\
 &= 505 \div [0.0578 \times (1 + 0.0052)] - 0 \\
 &= 8,691
 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 8,691 \div 5,500 = 1.58$$

※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

別紙のとおり

令和8年度 単独県費補助土地改良事業
位置図【坂出市】



白木池

上所

三十六南

西梶西

松の縁

上氏部



【上氏部地区】平面図



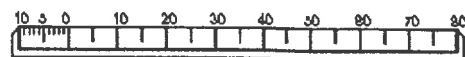
受益面積 $A=0.7\text{ha}$
受益戸数 4戸

加茂町

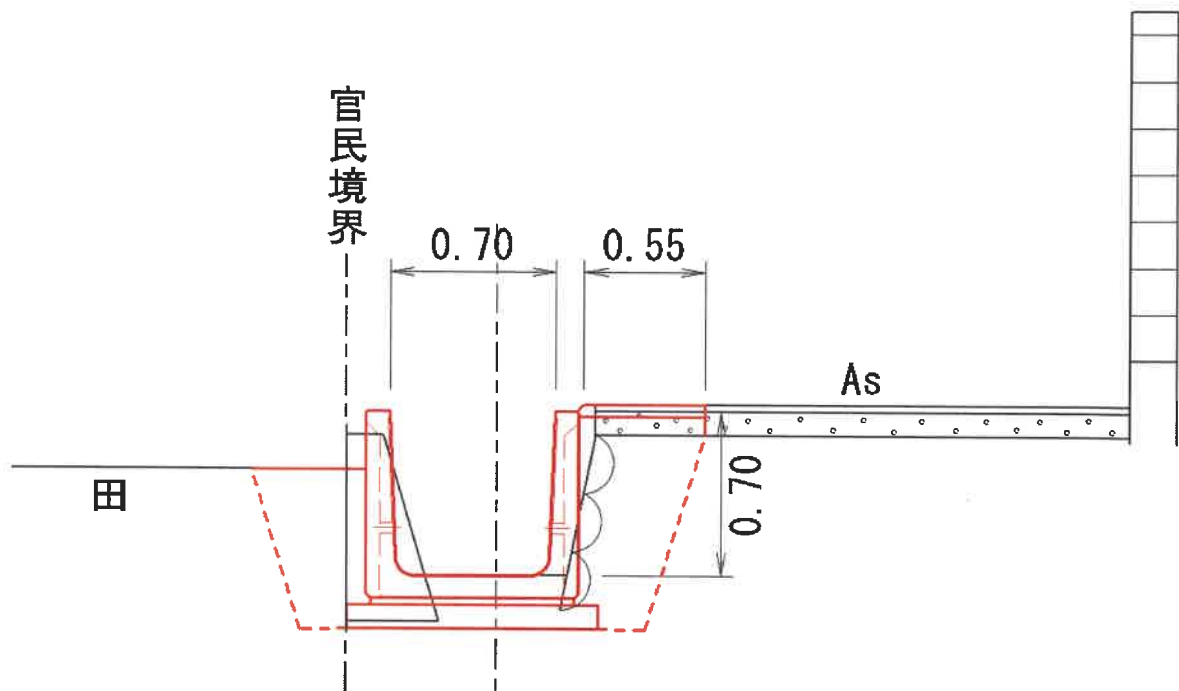
水路工 $L=38\text{m}$

加茂町

縮尺 1 : 1500



上氏部地区 標準断面図



土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、18aと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内の水路は、老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。

そこで、本施設を改修整備することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

坂出市加茂土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、坂出市加茂土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第 224 号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

坂出市加茂町一円

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 北條池幹線から引水する鴨幹線及び氏部幹線水路外地区内にある用排水路の維持管理
 - 二 鴻ノ池外地区内にある溜池及びこれに付随する灌漑施設の維持管理
 - 三 樋ノ本上井樋門外地区内にある樋門の維持管理
 - 四 地区内にある農道の維持管理
 - 五 急傾斜地帯の農道振興事業
 - 六 地区内の灌漑排水施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設又は改良
 - 七 前各号の災害復旧工事
 - 八 老朽溜池対策事業
 - 九 地区内において、一体事業として施行する灌漑設備の新設並びに圃場整備事業及び農用地の造成
- 2 この土地改良区は、前項のほか、農業集落排水施設整備事業の計画情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところより、次に掲げる事業を行う。
- 一 農業集落排水施設整備事業
 - 二 情報通信環境整備事業
 - 三 連携管理保全事業
- 3 この土地改良区は、第 1 項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県坂出市内に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、30人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規程による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総大会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総大会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総大会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規程の設定、変更及び廃止、管理規定の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り総代の3分

の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第17条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役 員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事9人及び監事3人とする。

2 第18条第1項の理事定数のうち、8人は組合員とし、1人は法第18条第5項により組合員以外の者とする。

3 前項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

4 第1項の理事定数のうち、組合員以外の者は女性とする。

(役員の選挙)

第19条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

(顧問)

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(顧問)

第22条 この土地改良区に顧問を置くことができる。

顧問は、理事会の要請に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

- 第26条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

- 第27条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある土地につき地積割に賦課する。

- 2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

- 第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

- 第29条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

- 第30条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

- 第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

- 第32条 この土地改良区は、第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

- 第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

- 第34条 第27条、第28条、第31条又は32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金、並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第36条 新た加茂土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、総代会の決議により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第37条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第39条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附則 (令和 6 年 3 月 27 日の総代会で議決)

- 1 この定款は、認可の日(令和6年 4月 1日)から施行する。
2 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。

附則 (令和 8 年 3 月 27 日の総代会で議決)

この定款は、認可の日(令和 8 年 4月 1日)から施行する。